

アメリカ合衆国における移民・国籍の歴史、
法、そして家族について
—— われわれは労働者を求めたが、家族がやってきた ——

モトムラ・ヒロシ⁽¹⁾
新井信之（訳）

本稿は、2012年3月28日に香川大学法学研究院で行われた特別講演会の原稿の翻訳である。講演者であるモトムラ・ヒロシ（Hiroshi MOTOMURA）カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA: University of California, Los Angeles）ロースクール教授の許可を得て当日の講演の原稿を翻訳し、本紀要の資料として掲載するものである。

だいぶ以前に、スイスの作家であるマックス・フリッシュ（Max Frisch）が自分の国の外国人労働者（guestworkers）について、「われわれは労働者を求めたが、人々がやってきた」と述べました。彼の言葉を借りると、本日の私のお話しのタイトルは、「われわれは労働者を求めたが、家族がやってきた」ということになります。

*

世界中を通じて、出入国管理および国籍法の慢性的な問題の根源は、どのように外国人を理解するかということについて、さまざまな視点からの認識の相異にあります。これは、外国人が労働者になるということの意味と、家族に属するという意味するものとの間にも発生する問題です。各国を見回すと、政府や一般の人たちは、外国人を労働者としてみる傾向があります。しかしながら、労働者自身、多くの充実した生活を

もち、あるいはこれから彼ら自身の生活を構築して行こうとしています。彼らは、夫と妻、息子と娘、兄弟姉妹となるのです。あるいは、彼らは時間をかけてこのような家族関係を形成することになります。外国人は二重の性質、すなわち労働者でありかつ家族の一員であるわけで、それは、おそらく人間関係の最も重要で基本的な単位となるものです。この外国人の併せ持つ 2 つの性質は、彼らの新しい国との相互作用のなかでも問題を発生させることになります。

移民法すなわち出入国管理の法における個人と家族との間の関係を考えるとき、私は、アメリカにおいては国籍法すなわち市民権に関する法律との関係を考えていきます。なぜなら、この議論は、国籍に関する国家の法律がいかにして移民を規制し、移民を統合するかという一般的なアプローチの議論に通じるからであります。

* *

ご承知のように、世界各国は、生来的な国籍の取得に関して、2 つの方法を混ぜ合わせて採用しています。1 つは、ラテン語でユス・サンジェニス (*jus sanguinis*) と呼ばれますが、文字通り血の法則すなわち血統主義を意味するものです。このいわゆる血統主義というのは、国籍を親との血縁をもとに結びつけるものです。すなわち、当該国民の子どもは、彼らがどこで生まれようが、一般的には出生時に親の国籍を継承します。アメリカの国籍法においては、この血統主義は第 1 義的な主要な手段ではありませんが、重要な役割を果たしています。両親の一方または両方がアメリカ国民の場合、国外で生まれた人は出生時にアメリカ国籍を取得することができるのです。

アメリカにおける生来的な国籍取得の主要な原則のもう 1 つは、ラテン語でユス・ソリ (*jus soli*) と呼ばれる出生地主義ないし生地主義で、文字通り土地あるいは領土の法というものであります。出生地主義は、国籍の取得は出生した場所によるとするものであり、子どもの親が誰であれ、それに左右されるものではありません。この原則は、アメリカ合衆国憲法修正 14 条の最初の文面で体现されるものであります。すなわち、「アメリカ合衆国で生まれ、あるいは帰化した者、およびその司法管轄権に属する者はすべてアメリカ合衆国の市民であり、その居住する州の市民である。」というものです。

生地主義は、南北戦争（市民戦争）の影響で合衆国憲法の一部となりました。南北戦争の重要な遺産のひとつとしてアフリカ系アメリカ人がもはや奴隷として存在しなくなったことがあげられますが、さらに言うと、彼らは合衆国の国民（市民）として認められたということでもあります。今日においては、修正 14 条の下では、両親が合衆国に不法に滞在していたとしても、合衆国の領土内で生まれた子どもは、合衆国の市民ない

し国民となるということは広く受け入れられています。唯一の例外は、合衆国に滞在する外交官の子どもたちです。

生地主義に依拠する国籍法は、出入国管理法に強く影響を与えます。その理由は、生地主義のために合衆国に滞在する外国人は、しばしば、合衆国で生まれた子どもが合衆国市民になるので、彼らは合衆国市民の近親の家族構成員となるからであります。その結果、「混合家族」と呼ばれる状態が発生します。通常は、両親とその子どもたちは合法的に認められる移民として入国しますが、その後生まれた子どもは合衆国市民となります。一方、合法的な資格を持たずに滞在する家族に子どもが生まれた場合でも、その子どもは合衆国市民となります。このように生地主義を原則とする国籍法は、出入国管理法に大きな影響を与えるのです。

生地主義による国籍取得の出入国管理法への影響のひとつは、合衆国からの退去強制を規制する法令の中に見ることができます（退去強制とは、正式には「国外退去」として知られています）。一般的には、外国人も、あるいは合法的な永住資格を有する外国人すなわち移民でさえも、彼らは、アメリカ合衆国での滞在が引き続き許可されるという絶対的な保証はありません。もちろん、不法に滞在する外国人は、その理由だけで国外へ退去されることになります。しかし、合法的に滞在する移民でさえも、たとえば国家の安全保障に関わったり、特定の犯罪を犯して有罪となったような場合は、退去強制事由に該当し、国外へ退去される可能性があります。

合衆国憲法修正 14 条が、アメリカ生まれの子どもに国籍を付与することによって、不法に滞在する外国人親の退去強制を複雑なものにします。それは、退去強制事由に該当する外国人であっても、政府に対して彼らを国外へ退去させないという行政裁量の行使を求めることができるからであります。この裁量的救済は、国土安全保障省、国務省、あるいは司法省に所属して出入国管理に関する特別審査を担当する移民裁判官が判断することになります。これらの裁量的救済の多くは、合衆国市民—とくに合衆国市民である子ども—が近親の家族構成員として存在する場合、不法に滞在する外国人への退去強制を回避させる可能性を高めることになります。

もちろん、家族の絆ないし紐帯は、アメリカ合衆国への入国許可についても異なる扱

いを引き出すことになります。近親の家族構成員は、お互いのために入国許可を申請することができます。しかしながら、子どもは、彼らが 21 歳を過ぎて初めて彼らの外国人親が永住資格を有する移民となるための申請をすることができます。より重要なことは、入国許可のシステムにおける合衆国生まれの子どもの役割は、両親が合衆国に不法滞在している場合であっても、彼らの外国人である両親が合衆国に滞在するのを助ける役割を果たしているということなのです。

より一般的に言うならば、生地主義による国籍取得の現実的な影響というのは、出入国管理法上、在留資格が混在する家族を高い確率で生み出すということでもあります。このような在留資格の混在する家族の存在は、出入国管理法を施行するについての政治的判断を複雑にしています。合衆国市民である子どもとこれらの家族の絆が、出入国管理法上、形式的には認められないとしたとしても、外国人親への退去強制は、生地主義によって合衆国市民となった子どもが事実上親と一緒に国外へ退去されるものとして過酷な影響を及ぼすものであります。このような場合、政府はあまり厳しい手段では臨まないというのが暗黙の了解事項であり、それは、合衆国における出入国管理の実施についての歴史的な合意事項と言ってもいいものであります。しばしば、出入国管理の執行が過酷な結果を生じさせると思えるような場合、かかる執行は一般的には無効となったり、単なる象徴的な取り扱いであったり、あるいは政治的な装いのためだけのものとなります。そのようなわけで、私たちはマックス・フリッシュを無視して、家族のいない労働者を想像することはできないのです。

このような状況は、非常に基本的な疑問を呈するところです。生地主義による国籍取得はよい考えなのでしょうか。生地主義は、合衆国の出入国管理および国籍制度の中で、役に立っているのでしょうか。これらの疑問は、今日多くの論争を巻き起こしています。連邦議会は、この問題を検討してきましたが、合衆国内で生まれた子どもは両親が合法的に滞在する場合に限って合衆国市民となれるという内容の合衆国憲法の改正案を拒否しました。このことは、合衆国の国籍制度が血統主義の方向に移行していくであろうことを暗示しています。すなわち、このような提案の根底には、合衆国憲法が同意に基づく国籍の取得を採用するものであるという考え方が根付いているからです。子どもが合法的な永住者でない両親または合衆国に不法滞在している両親から生まれた場合は、このような同意は認められず、国籍を取得することができないというのです。

その一方で、生地主義による国籍取得を正当化する最も一般的な考え方は、移民した

家族が合衆国に住んでいる間に彼らが築き上げたアメリカ社会との絆（community tie）を認識するというものです。移民が合衆国で時を費やしたということは、彼らが退去強制を避けることができたということだけでなく、合衆国で生まれた子どもの生地主義による国籍取得を正当化することができる絆を築き上げたということなのです。もっといえば、移民は、不法滞在であれ、法律を通じて認識されるに値する時間をかけて築き上げたアメリカ社会との絆（紐帯）を獲得してということなのです。これらの合衆国生まれの子どもたちにアメリカ国籍を付与するのを拒否することは、文字通りアメリカ社会の大きな人口増加を妨げ、必然的に分離主義の輪を自ら強めていく反外国人の感情を促進することになり、それによってアメリカ社会の結合力を弱めることになります。

しかしながら、このような考え方は、多くの人にとっては説得力があるかもしれませんが、それは別の見方からすれば、不完全なものといえます。生地主義による国籍取得の正当性は、やがて時代遅れのものとなるかもしれません。法は、移民がアメリカ社会の中で生活してすでに発生しているものを認識し、法的意味を与えています。その一方で、生地主義による国籍取得の正当性は、厳しい批判にさらされています。その批判というのは、これらのアメリカ社会との紐帯は、しばしば出入国管理法に違反して非合法に獲得されたものではないかというものです。さらに、合法的に入国した外国人でさえも、必ずしも彼らの子どもたちにアメリカ国籍を付与することは必要ないと主張するかもしれません。このような批判の根拠は、世界中のほとんどの国の法律がなぜ生地主義による国籍の取得を認めず、あるいは、合衆国より狭く解釈するのかということにあるようです。

しかしながら、生地主義による国籍の取得については異なる別の考え方もあります。この主張は、目新しいものですが、説得力があります。それは、過去ではなく、アメリカ合衆国における移民の将来を見据えて考えていかなくてはならないという主張です。とりわけ、私たちは、多くの移民がアメリカ合衆国において家族の絆を培う可能性を見ることができます。私たちがこのような視点で考え方を変えるとするならば、過去ではなく、未来へと私たちの見方を導くことができるはずで、国籍を通じて現在どのような価値を見出すことができるか、ということから将来に向けてどのような価値を国籍に見出すことができるか、ということに目を向けていくことが重要であると考えられます。すなわち、移民のアメリカ社会への統合を促進するための道具としてどのように国籍ないし市民権の概念を使うかということです。このような観点からは、家族は統合の

「対象」(object) となってきます。それよりも、家族、とくに合衆国市民を抱える家族は、アメリカ社会全体の統合の手段となるのです。どのような既存の家族の絆が認識されるべきかを問うことよりも、どのような家族関係ないし絆を移民の統合を促進するために使用することができるかというような新しい視点からの議論が沸き起こってきます。

これは、国家は出入国を国籍への遷移 (immigration as transition)⁽²⁾ として考えることができるとの考え方を反映するものです。遷移としての移民の基になるものは、移民の統合の必要性です。私たちが家族を統合の手段として考えるとしたら、生地主義による国籍取得は、移民がアメリカ合衆国において築き上げる家族とその他の絆を認識するだけでなく、家族に国籍を認めることを正当化することになります。このことは、親世代となる第 1 世代の移民たちにアメリカで生まれた自分たちの子どもがアメリカ国民になることを保証することによって主として起こりうるものとなります。

歴史的に、生地主義による国籍取得の保証は、アジアから合衆国へやってくる移民にとっては特に重要でした。彼らは人種差別の壁によって帰化が禁止されていたが、合衆国生まれの子どもは、1898 年の *United States v. Wong Kim Ark* 連邦最高裁判決によって合衆国市民となることができました。生地主義のためアメリカ合衆国には第 2 世代または第 3 世代の外国人は存在しないことになります。このように、生地主義による国籍の取得によって、出入国の遷移が複数の世代間において可能となるのです。同じような考え方によって、なぜ合衆国憲法が外国人の出入国の在留資格に関係なくすべての人に憲法上の権利保障を与えているかということが説明できると思います。このような思考方法のもとでは、立法者は現在の合衆国市民だけでなく、生地主義によって国籍を取得する将来の多くの合衆国市民をも代表していると考えられます。

次の問題は、家族を統合の対象としてのみならず、統合の手段として考え、そして、アメリカ国民への遷移として考えることによって、アメリカ出入国管理法の修正が可能かどうかということです。最も議論が集約されるのは、申請者が合衆国の永住外国人である場合、家族を基礎とした入国許可を考慮することができるかどうかということです。現在、外国人が永住権者となる場合、その者の配偶者や子どもはその者と一緒に同行し帯同することができます。しかし、当該外国人が永住権者となったのちに結婚したり、子どもができた場合、それらの新しい配偶者または子どもは、その者に付随して一緒に扱われることはありません。すなわち、彼らは彼ら自身の権利として別個に移民として

の入国許可を与えられる必要があり、この場合、少なくとも数年間もの長い間待たされることとなります。対照的に、アメリカ国民は、事務的な書類手続のためだけ待てば「近親の親戚」として配偶者および子どもの入国許可を申請することができます。

現在の永住外国人の家族の呼び寄せのためのシステムは、適及的な家族の絆（紐帯）の認識が反映されています。合法的な移民は、長期間待つて年間の割り当ての下で配偶者と子どもの呼び寄せを申請することができます。このことは、法はある一定の期間を経たのちのみ移民の家族の紐帯を認識するべきであるという考え方と一致するものであります。すなわち、新しくやって来た合法的な移民は、近親の親戚を呼び寄せる機会を持つことを正当化する紐帯を欠いているということなのです。

したがって、家族の紐帯を適及的に認めたとしても、それがなぜ合法的な移民の配偶者と子どもを長い間待たせておくことが非常に高い確率で問題を生じさせるのかということの説明するものとなるものではありません。しかし、遷移としての出入国がいうように時間の適及的影響を認識したならば、それは確かな答えを提示してくれることになります。なぜならば、家族を長く待たせるということは、家族生活を破滅させることになるからです。家族は、行方不明になった配偶者が家族生活にもたらしてくれていたすべてを失い、愛からお金へと生活を変えることとなります。合法的な移民にとって、もし彼女の夫と子どもがここにいなくなったとしたら、彼女が合衆国で生活を成り立たせていけると感じることは困難なことでしょう。だから、彼らは不法でも再びやって来るのです。アメリカ社会に移民を統合させて家族生活をさせていくほかはないのです。生地主義による国籍取得を反映する遷移としての出入国は、アメリカ社会との紐帯を認識するだけでなく、家族生活を促進させるものであり、それは、とくに永住外国人の配偶者と子どもを即座に移民として認めることによって実現されるものです。

結論として、私が言いたいことは、生地主義による国籍の取得は、アメリカ出入国管理法のカギとなりますが、その理由は、常に明らかにされるとは限らないということです。生地主義は、2つの大きな役目を有しており、それらはそれぞれに関係合っています。1つの役目は、家族というのは子どもたちがいるのであって、単に独立した移民だけで構成されるのではないということ、そして、そのことは立法および政策決定を行う上で正しく認識されなくてはならないということでもあります。もう1つの大きな役目は、出入国管理および国籍に関する法の中に費やした時の長さを入れ込むということです。生地主義による国籍の取得は、法が過去に遡って合衆国において移民がアメリカ

社会と構築した紐帯を認識することを認めるものであります。少なくとも重要なことは、生地主義による国籍の取得は、移民の子どもたちが大人になった時に、彼らをアメリカ社会に統合する一番いい方法であるということです。出入国管理および国籍に関する法が移民の家族生活を促進・助長することによって、こんどは移民の家族は自分たち移民のアメリカ社会への統合の可能性を認識することになるのです。ご清聴有難うございました。

- (1) このたびの講演者モトムラ・ヒロシ教授は、これまで出入国および国籍法に関する傑出した論文やエッセイを多数執筆し、現在 UCLA ロースクールで教鞭をとる全米で最も注目を集めている移民法研究者のひとりである。同教授は、1953 年、わが国において帰米 2 世の父と日本人の母親との間に出生し、3 歳のときに一家で渡米したアメリカ国籍（市民権）を有する日系アメリカ人であり、日米の出入国および国籍法そのものを体現する非常にユニークな経歴の持ち主である。
- (2) この点について詳しくは、新井信之「書評」[2008-2] アメリカ法 (273 頁) 以下を参照。

(あらい・のぶゆき 連合法務研究科教授)